

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県立喜多方桐桜高等学校長 近東 昇

2 入札に付する事項

入札公告に示すとおり。

3 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。

なお、参加資格制限中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。）となることは認められていないので、応札製品について該当がないことを確認のこと。

※福島県出納局ホームページの参加資格制限情報に留意願います。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第３号様式。以下「資格確認申請書」という。）に、次の書類等を添付し、を下記５（１）に示す場所に提出して、当該資格の確認の申請を行うこと。

なお、入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第４号様式）により、令和５年１１月２日（木）までに通知するものとする。

- （１） 契約に従い確実に納品する旨の確約書（様式任意）
- （２） 参加資格制限中の者が、今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入先となっていない旨の製造元からの証明書又は、申請者による確認書

5 入札書の提出期限等

- （１） 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和５年１０月３１日（火） 午後４時まで
福島県立喜多方桐桜高等学校 事務室（必着）

なお、申請書類は郵送、持参または電子メールとする。

- （２） 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和５年１１月１４日（火） 午前１０時まで
上記（１）に同じ

なお、郵送又は持参とし、電子メールによる入札は不可とする。

(3) 開札日

令和5年11月14日(火)

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(第5号様式)に必要事項を記載し、提出期限までに指定の場所へ郵送または持参により提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)の写し

(3) 入札書には、次の事項を記載すること。

ア 1リットルあたりの税抜単価

(単価には、配達料、手数料等の一切の諸経費を含めること)

なお、入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は契約単価に数量を乗じて得た金額(円未満切捨て)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(円未満切捨て)とするため、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの単価を記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 同じ価格をもって入札書を提出した者が2名以上であるときは、福島県条件付一般競争入札(物品購入等)実施要領第13条第2項の規定に基づくくじにより落札者を決定する。

入札書に「くじの数」欄を設け、あらかじめ任意の値[000~999。空欄を作らず012のように0(ゼロ)を記載する。]を記入すること。

「くじの数」欄に記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

エ 封筒には、入札書を入れ、封かんのうえ、封筒の表に会社名、品目名、開札日を記入すること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき、入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5(3)で指定する日に行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6(2)に指定する書類を確認する。

(3) 開札は、入札者の立ち会いを求めず、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、開札の翌日までに入札者に電話等確実な方法により通知を行い、再度入札に付することができるものとする。改めて設定する入札書の提出期限までに指定の場所へ、郵送または持参により提出すること。再度入札の期限までに入札書の提出がない場合は棄権したものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付すことができ

るものとする。それでも落札者が決定しない場合は、随意契約による見積合わせを行うものとする。

(6) 落札者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知する。

9 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの期間において提出した書類に関し、福島県立喜多方桐桜高等学校から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札書の提出前に、必ず福島県立喜多方桐桜高等学校ホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

(1) 入札者は、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、福島県立喜多方桐桜高等学校事務室へ令和5年10月23日（月）までに説明を求めることができる。

発注者は、福島県立喜多方桐桜高等学校ホームページ（<https://kitakatatooh-h.fcs.ed.jp/>）に記載する方法により、令和5年10月25日（水）までに回答する。

(2) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

11 入札の取止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと発注者が認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 記名、押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(7) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、福島県条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領第13条第2項の規定に基づくくじを行い、落札者を決める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。このうち再度入札にて落札者がなかった場合は、当該再入札額上位2社による見積合わせを後日実施のうえ、決定者とする。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額に100分の10に相当する額を加えた額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証に限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関するいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 その他

- (1) 契約条項は、契約書（案）及び財務規則による。
- (2) 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5（1）と同一である。